

宿泊施設への支援制度

令和2年8月24日
観光庁 観光産業課
高橋 利幸

1. はじめに
2. 宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業
3. 宿泊施設バリアフリー化促進事業
4. 宿泊施設アドバイザー派遣事業

全国各地の観光地において、全ての訪日外国人旅行者がストレスフリーで快適に宿泊できる環境を整備するため、旅館・ホテル等の宿泊施設が実施するWi-Fi整備、トイレの洋式化、案内表示の多言語化等の基本的なインバウンド受入環境整備の取組を支援する。

公募期間:令和2年7月31日～9月11日

1. 補助対象事業

共用部における①～⑦の基本的なインバウンド受入環境整備を支援する。

ただし、**①～③を完備する客室の整備を行う場合は、客室における整備も支援する。**



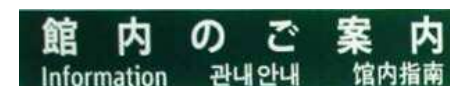
①Wi-Fi環境の整備



②トイレの洋式化



③多言語対応を図るための整備（国際放送設備の整備、タブレット端末の整備、館内案内表示の多言語化）



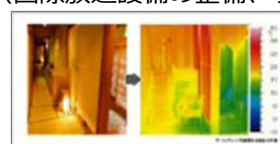
④決済端末の整備



⑤自社サイト多言語化



⑥ムスリム受入マニュアル作成



⑦サーモグラフィー又は非接触型体温計の導入
(サーモグラフィーの導入は総客室数50室以上の宿泊施設に限ります。)

⑧その他訪日外国人旅行者がストレスフリーで快適に宿泊できる環境を整備するために必要な整備

2. 補助率及び上限額

1 / 3 補助 1 宿泊事業者当たり **上限150万円**

3. 補助対象事業者

旅館業法の営業許可を得た宿泊事業者（旅館・ホテル等）

（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者は対象外）

※宿泊事業者（5以上）による協議会が「訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画」を策定・申請を行う。

ただし**一定の要件を満たす場合は1者のみ**で「訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画」を策定・申請できることとする。

4. その他要件について

過去に本補助金の交付を受けた宿泊事業者は対象外。ただし、**一定の要件を満たす場合は再申請を可**とする。

宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業の主な要件について

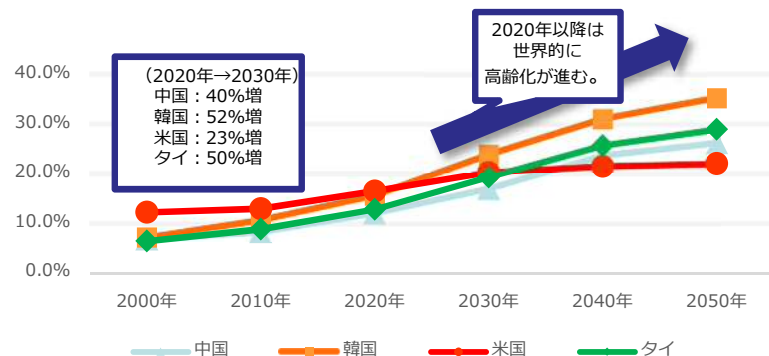
項目		
	要件	要件の概要
「訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画」の策定・申請主体	<u>一定の要件を満たす宿泊事業者は、1者のみでも可</u>	一の宿泊事業者が地域のDMOや自治体と連携して、地域の訪日外国人の宿泊者数を向上させるための具体的な取組を行っていること。（過去3年以内に取り組んだこと又は今後1年以内に取り組むことに限る）
整備箇所	<u>①～③を完備する客室の整備を行う場合は客室における整備も支援する。</u>	同一客室内において、以下の①～③の全て又はいずれかを整備することにより、客室内における①～③が完備されること。 ①Wi-Fi環境 ②トイレの洋式化 ③多言語対応を図るための整備（国際放送設備の整備、タブレット端末の整備、館内案内表示の多言語化等）
再申請の可否	<u>一定の要件を満たす宿泊事業者は再申請可</u>	以下の3要件を満たすこと。 ①過去5年間で、Wi-Fi環境や洋式トイレなどのインバウンド受入環境を計画的に整備していること ②補助金を受けずに自主的に、外国語対応スタッフの雇用や海外OTAの活用などの独自のインバウンド受入策を講じていること ③過去に本補助金を受けた後に、訪日外国人宿泊者数が増加していること

公募期間:令和2年7月31日～9月11日

現状と課題

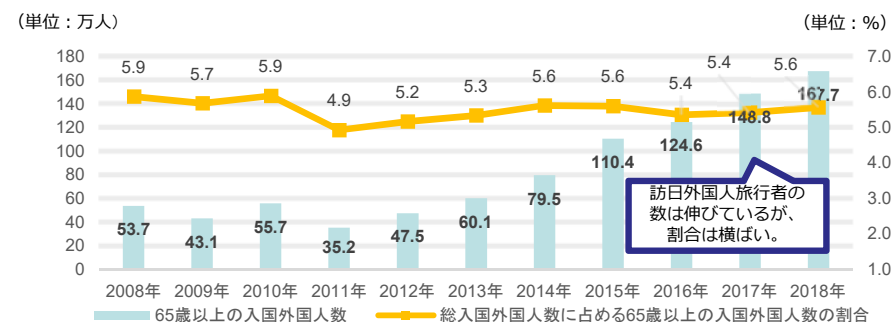
全国各地の観光地において、全ての訪日外国人旅行者がストレスフリーで快適に宿泊できる環境を整備するため、旅館・ホテル等の宿泊施設が実施する客室や共用部のバリアフリー化改修等の取組を支援する。

○訪日外国人旅行者数上位国における高齢者（65歳以上）の人口推移



(出典) 総務省「世界の統計2018」より観光庁作成

○高齢者（65歳以上）の入国外国人数の推移



(出典) 法務省「入国管理統計」より観光庁作成

1. 補助対象事業

宿泊施設の客室、共用部におけるバリアフリー化を支援する。



客室のバリアフリー化

客室トイレの
バリアフリー化客室浴室の
バリアフリー化ワーケーション
スペースの整備

スロープの設置

車椅子対応
エレベーターの設置共用トイレの
バリアフリー化

食堂の段差解消

2. 補助率及び上限額

1 / 2 補助 1宿泊事業者当たり **上限500万円**

3. 補助対象事業者

旅館業法の営業許可を得た宿泊施設（旅館・ホテル等）

1. バリアフリー化（客室の改修①）

■ 客室の概観



車椅子でも円滑に移動可能

■ 客室内の浴室



車椅子から移乗台を使って入浴可能

2. バリアフリー化（客室の改修②）

■ 客室の概観



洗面所・浴室・トイレの
段差がなく車いすで移動可能

■ 客室内ビューバス



大浴場へ移動しなくても部屋の中で
景色を眺めながら入浴可能

3. バリアフリー化（ワーケーションスペース）

■ 客室における整備



■ 共用部における整備



客室・共用部のバリアフリー化を伴う整備
(出入口の段差解消、車椅子で移動できるスペースの確保等)

4. バリアフリー化（食事処）

■ 個室食事処①



■ 個室食事処②



和室の食事処をテーブルタイプの個室食事処に改修

■ 廊下・出入口

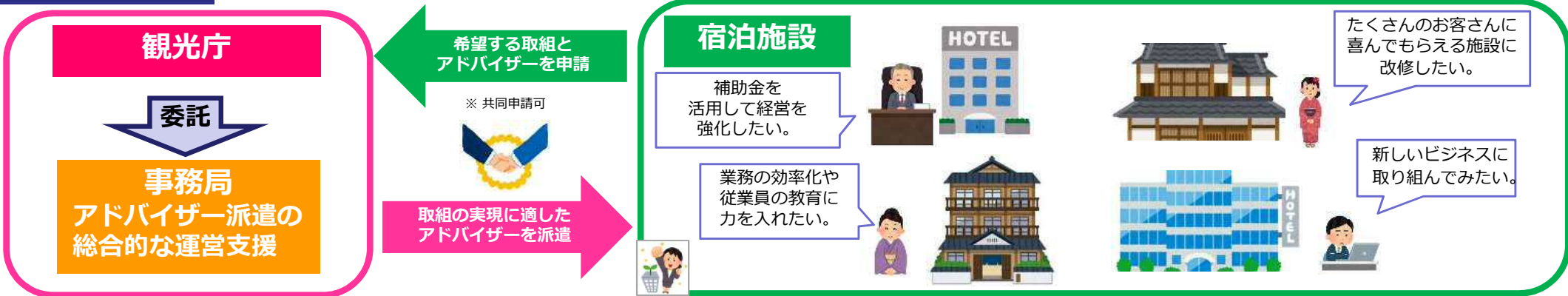


段差が無く広い
スペースを確保

宿泊施設アドバイザー派遣事業

- 新型コロナウイルス感染症により宿泊業は深刻なダメージを受けており、事業継続、感染症拡大防止対策、新たな需要の取込みに至るまで、個々の状況に応じて様々な分野での対策が必要。
- このため、宿泊施設の事業継続や、感染症ガイドラインを踏まえた感染拡大防止の取組、新たなビジネスモデル構築等に意欲のある宿泊施設に対し、個々の課題解決に向けた多様な分野のアドバイザーを派遣し、事業計画作成、金融機関との調整、活用可能な補助金の助言・申請支援等を行う。

事業のスキーム 「宿泊施設の個々の課題とともに向き合うアドバイザーを派遣し様々な取組をサポート」



アドバイザー派遣を行う取組（例）

支援経費①宿泊施設において単独で行う取組:上限10百万円、②宿泊施設が地域の事業者等と共同で行う取組:上限15百万円
※ ①、②のいずれかより選択



事業継続

- ・業務効率化や事業継続のためのコンサルティング実施
- ・金融機関との調整や助成金の活用・申請のサポート
- ・従業員への教育、研修
- ・事業継承



感染症拡大防止への対応

- ・感染症拡大防止のための設備投資を行う際の金融機関との調整や補助金の活用・申請のサポート
- ・ガイドラインへの対応のための従業員等への教育、研修、アドバイス



旅館の食事のデリバリー

- ・デリバリーメニュー開発のためのアドバイス
- ・関係法令の手続きのサポート
- ・関係者との調整



地域内の宿泊施設と飲食施設の連携による泊食分離の実施

- ・マーケティング調査
- ・泊食分離のイベントの企画やプロモーションの支援
- ・地域内の宿泊施設や飲食店との調整



施設の高付加価値化に向けた改修

- ・改修プランの作成
- ・金融機関との調整や、各種補助金の活用・申請のサポート

※建屋の建築経費、増改築等に係る施設整備費等は対象外